

1. 校内生活

(4) 定期試験

定期試験は前期 2 回、後期 2 回である。試験科目は、試験開始日の 1 週間前に発表される。試験場では、紛らわしい行為を避け、公明正大な態度で受験するよう心掛けること。

(5) 校内の掲示物、ビラ

掲示物やビラには責任者名を明記すること。掲示物は係の職員の許可を得て定められた場所に掲示する。壁面に貼るときは、マスキングテープを使うこと。のりやガムテープ類は禁止する。

(6) 校内施設の使用

教室及び特別教室等を本来の目的外に使う場合は、係の職員の許可を得ること。

(7) 体育施設の使用

本校の体育施設を安全且つ効果的に使用し、有効に維持・管理・運営するために、別に規定及び細則を定めている。

(8) 更衣室の使用

部活動以外の行為は、更衣室または指定された場所で行う。

更衣室は清潔整頓に心掛け、個人の衣類や運動靴・所持品等を放置しないこと。

(9) 公共物の扱い

(a) 校内の構造物・物品

校内の建造物や物品は、公の施設・物品であるから、公共心をもって大切に扱うこと。万一破損した場合には、当事者が事務室に届け出て責任をもって補修すること。

(b) 校内での火気使用

校内での火気使用は原則として禁止している。やむを得ず火気を使用する場合は、係職員の指示のもとに行うこと。

(10) 金銭・貴重品

高額な金銭や貴重な物品は、学校へ持って来ないようにすること。やむを得ず持って来た場合は必ず職員にその旨を申し出て、保管してもらうようにすること。万一事故があっても、学校ではその責任を負えないので、各自くれぐれも注意を怠らないこと。

(a) 貴重品袋

体育の実技の場合は、担当の教員に保管を依頼し、その他の場合でも貴重品を身につけられない時は、貴重品袋に入れて、ホームルーム担任に保管を依頼すること。

(b) 紛失、盗難

校内で金銭や貴重品を紛失したり盗難にあたりした場合、または、拾得した場合は速やかに各学年の遺失物担当職員に届け出るか、ホームルーム担任に連絡をとること。

(11) 学校生活一般

(a) 登校時より放課まで

登校時より放課までは原則として外出できない。やむを得ず校外に出る場合は、ホームルーム担任か他の職員の許可を得ること。

(b) 自習時

自習時間は指定された場所で静粛に学習し、勝手に場所を移動しないこと。

(c) 携帯電話スマートフォン等について

使用マナーを守ること。また、SNS を利用した人権侵害行為は絶対に行わない。また、悪質な犯罪に巻き込まれないように十分に気を付けること。